

輪島市門前地区統合保育所整備事業

事業者募集要領

令和8年7月

輪島市

輪島市門前地区統合保育所整備事業
事業者募集要領
目次

第1 事業の概要	1
1 事業の目的.....	1
2 事業の名称.....	1
3 事業の内容.....	1
4 事業の流れ.....	1
5 選定事業者の業務.....	2
6 費用の負担.....	3
7 事業のスケジュール.....	4
第2 募集の内容	5
1 対象地区.....	5
2 敷地の基本条件.....	5
3 本施設の設計を行う上での前提条件及び設計条件・要求性能等.....	5
4 本施設の建設費.....	9
第3 提案内容	10
1 提案の範囲.....	10
2 提案の項目.....	10
第4 応募者の要件	12
1 共通事項.....	12
2 参加資格要件.....	13
第5 応募の手続き	15
1 公募の方法.....	15
2 質問の受付.....	15
3 応募の方法.....	16
4 選定事業者の決定.....	17
第6 その他	18
1 基本協定、売買契約に関する事項.....	18
2 リスク分担に関する事項.....	18

3	関係法令等.....	18
4	その他必要な事項.....	20
5	市の担当窓口.....	20
別表1	調査等業務の内容.....	21
別表2	応募書類リスト.....	22
別表3	主要リスク分担表.....	24
別表4	【参考】厨房機器リスト.....	26
別表5	【参考】献立表（2026年4月及び5月）.....	28
別図1	案内図（広域）.....	32
別図2	現況図.....	33
別図3	統合保育所整備予定位置図.....	34
別図4	洪水浸水想定区域図.....	35
別図5	土砂災害警戒区域図.....	36
別図6	【参考】建設予定地柱状図.....	37

輪島市門前地区統合保育所整備事業
事業者募集要領

第1 事業の概要

1 事業の目的

輪島市（以下「市」という。）では、令和6年能登半島地震及び令和6年奥能登豪雨により被災した市立松風台保育所及びくしひ保育所について、将来の児童数の減少等を見据え、集約した統合保育所等（以下「本施設」という。）の整備を進めている。

この事業は、民間事業者が整備する本施設を市が買い取ることにより、本施設の整備を迅速かつ円滑に推進することを目的としている。

なお、本要領で使用する用語の定義は、別に定める「輪島市門前地区統合保育所整備事業実施要項（以下「実施要項」という。）」の規定による。

2 事業の名称

輪島市門前地区統合保育所整備事業（以下「本事業」という。）

3 事業の内容

本事業は、事業者が整備した本施設を市が買い取るものである。

なお、実施要項、本要領及び提出書類説明書に記載がない事項は、事業者からの質問への回答によるものとする。

4 事業の流れ

- (1) 市は、本施設の整備に係る提案を公募し、事業者を選定する。
- (2) 市は、選定事業者との間で、本事業を実施するための基本協定を締結する。
- (3) 選定事業者は、基本協定に基づき本施設の設計を行い、設計が完了した後、市の確認（以下「設計確認」という。）を受ける。
- (4) 市は、選定事業者（売買事業者）との間で、工事の着手前に本施設の売買契約を締結する。選定事業者は、売買契約に基づき本施設を整備する。
- (5) 市は、売買代金を変更する必要があるときは、選定事業者（売買事業者）との間で変更契約を締結する。
- (6) 市は、工事が完了した後、買取検査を行い、本施設の引渡しを受ける。

5 選定事業者の業務

本事業において、選定事業者が行う業務は、次のとおりとする。

(1) 事前調査

- ① 現況測量（「別表 1－調査等業務の内容」による。）
- ② 地質調査（「別表 1－調査等業務の内容」による。）
- ③ 近隣及び電気、電話、上下水道、雨水排水協議等に関する必要な調査等
- ④ その他、本事業を実施する上で必要な関連調査業務

(2) 設計・工事監理

- ① 本施設の基本設計及び実施設計（保護者等地域住民との意見交換を含む。）
- ② 本施設の工事監理（工事監理書類作成・品質管理等）
- ③ 各種申請手続（「第 6 その他 3 関係法令等」に基づく必要な手続）

(3) 建設

- ① 本施設の新築（建築設備・調理室における調理機器の調達・設置・園庭・外構工事を含む。）
- ② 各種申請手続（「第 6 その他 3 関係法令等」に基づく必要な手続）
- ③ 室内の空气中化学物質濃度の測定（「別表 1－調査等業務の内容」による。）
- ④ 安全確保等の近隣対策（公衆災害の防止に係る安全対策、近隣挨拶や作業後の清掃等、工事現場において一般的に実施する対策）
- ⑤ その他土地の状況に応じた本施設の敷地の整備に必要な業務

(4) 宅地建物取引

- ① 本施設の売買・引渡しに関する業務

(5) 提出書類

① 売買契約時

設計図書	設計図面（意匠図、構造図、外構図、電気設備図、機械設備図）
	設計内訳書（数量根拠がわかる資料を含む。）
	構造計算書（構造計算を行った場合に限り。）
その他成果品	各種測量成果品
	地質調査結果報告書
	設計標準適合チェックリスト
	補助金申請用の仕分け図面、内訳書
法定手続書類	宅地建物取引業に関する重要事項説明書
	建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）に基づく確認済証の写し
その他	市が必要と認めるもの

②買取検査時

完成図書	完成図面（意匠図、構造図、外構図、電気設備図、機械設備図）
	完成写真（隠ぺい部分、施工状況等を含む。）
法定手続き書類	建築基準法による確認申請書、確認済証、中間検査合格証、検査済証
出荷証明書	当該施設で採用した主要な材料・機器（例：屋根板金、屋上防水、木材、畳等）に関する出荷証明書、ミルシート等（採用した場合に限る）
保証書	建築物等の利用に関する説明書、機器取扱説明書、機器性能試験成績書、主要な材料・機器一覧表等
保全に関する資料	売買契約時の提出書類から変更が生じたもの
その他	市が必要と認めるもの

(6) その他

- ① 補助金申請等のための資料、会計検査用資料の作成等
- ② その他、本事業において必要となる業務

6 費用の負担

選定事業者は、本施設を引き渡すまでの事業実施に要する全ての費用を負担する。

7 事業のスケジュール

本事業の実施期間は、基本協定締結日から選定事業者が市に本施設を引き渡すまでの期間とし、事業スケジュールは以下に示すとおりとする。

なお、基本協定締結後の本施設の引渡スケジュールは選定事業者の提案に基づき決定するが、本事業における市への最終的な引渡期限は、令和10年7月下旬とする。

事業者募集要領等の公表・配布	令和8年7月6日(月)～ 令和8年8月7日(金)午後5時
事業説明会の開催	令和8年7月14日(火)
参加表明に関する質問書の受付	令和8年7月6日(月)～ 令和8年8月7日(金)午後5時
参加表明に関する質問への回答・公表	令和8年8月上旬
参加表明書の提出	令和8年7月6日(月)～ 令和8年8月7日(金)午後5時
事業者募集要領等に関する質問書の受付	令和8年7月6日(月)～ 令和8年8月7日(金)午後5時
事業者募集要領等に関する質問への回答・公表	令和8年8月上旬
参加表明資格審査結果公表及び通知	令和8年8月19日(水) (予定)
提案書の提出	令和8年8月7日(金)～ 令和8年10月9日(金)午後5時
応募者からの提案説明及び質疑応答	令和8年10月23日(金) (予定)
選定事業者の決定	令和8年10月30日(金) (予定)
基本協定締結	令和8年11月中旬
設計確認(建築確認等)	令和9年7月下旬
売買契約	令和9年8月上旬
建設工期(事業者の完成検査完了の日まで)	令和9年8月上旬～令和10年7月10日
買取検査	令和10年7月中旬
本施設の引渡し	令和10年7月下旬 (本事業における最終引渡期限)

※上旬とは、月の1日～10日、中旬とは、月の11日～20日、下旬とは、21日～月の最終日をいう。質問については、質問書にて受付期間内に提出すること。

第2 募集の内容

1 対象地区

(1) 対象地区

輪島市門前町清水壱68（旧輪島市立門前東小学校跡地、別図1、2を参照のこと）
敷地南西側の一部が土砂災害警戒区域として指定されており、災害に対する配慮が必要である。

(2) 周辺環境

現状敷地の地目は学校用地であり、敷地の南側及び東側は市道に接している。
敷地は門前集落の中に位置し、近隣には門前総合支所、門前公民館、もんぜん児童クラブ等の公共施設が立地する。

2 敷地の基本条件

(1) 基本事項

敷地面積：約16,000㎡（輪島市立旧門前東小学校跡地全体）
なお、別図3に示す敷地CADデータが必要な場合は、市子育て健康課の担当窓口へ連絡すること。
既存建物、附帯構造物などは、令和9年3月下旬までに別工事にて解体・撤去予定である。

(2) 道路

計画敷地の南側は市道館本市線、東側は市道清水線に接する。

(3) 地域地区等

① 都市計画区域外

※建築基準法第6条に基づく確認済証を取得すること。また、設計や申請に当たり
事前調査や協議を十分行うこと。

② 土砂災害警戒区域（別図5参照）

③ その他：公共下水道区域内

3 本施設の設計を行う上での前提条件及び設計条件・要求性能等

(1) 設計を行う上での前提条件等

- ・以下の(2)～(6)に記載する内容に基づき設計を行うこと。
- ・本施設の設計に当たっては、市担当者との協議のほか、保育所への入所を予定する保護者や地域住民等の意見等を踏まえ、行うものとする。そのため、選定事業者にあつては、本施設の設計に当たり、保育所入所予定の保護者や地域住民等を対象とした懇談会やワークショップ等を開催し、関係者の意向等を確認した上で本施設の設計を行うこと。

(2) 統合保育所の敷地面積

- ・統合保育所の敷地は、輪島市立旧門前東小学校跡地の北側に配置するものとする。敷

地面積は 3,000～3,500 m²程度とし、施設及び園庭の配置等を踏まえ提案すること。
なお、整備予定地の一部は埋蔵文化財包蔵地となっており、掘削等の制限があることに留意すること。詳細は、別図3「統合保育所整備予定位置図」を参照すること。

(3) 必要諸室、規模及び必要な機能並びに要求性能等

(ア)保育室

- ① 0歳児保育室（ほふく室） 33 m²以上
 - ・収納、児童用個別ロッカー、手洗い場、沐浴スペースを設置すること。
- ② 1・2歳児 保育室 36.3 m²以上
 - ・収納、児童用個別ロッカー、手洗い場を設置すること。
- ③ 3・4歳児 保育室 39.6 m²以上
 - ・収納、児童用個別ロッカー、手洗い場を設置すること。
- ④ 5歳児 保育室 30 m²以上
 - ・収納、児童用個別ロッカー、手洗い場を設置すること。

(イ)遊戯室 79.2 m²以上（器具庫含まず）

- ・2～5歳児が利用することを想定し、天井を高くした開放的な空間（お遊戯会・卒園式など保護者参加の行事でも使用）とすること。
- ・器具庫を別途設置すること。

(ウ)職員室 40 m²以上

- ・事務スペース、更衣スペース（一度の利用は2～3人程度を想定）、手洗い場、相談室保護者等の個別相談スペース、給湯スペース、保健室を職員室内に設置すること。
- ・職員室内の各スペースについては、以下の規模を想定している。
 - 事務スペース : 25 m²程度
 - 更衣スペース : 6 m²程度
 - 休憩スペース : 4 m²程度
- ・その他必要と思われる施設・設備について、合理的な配置及び面積で提案すること。

(エ)保健室 4 m²以上

- ・登園後、体調が悪くなった児童等（体調不良児）が過ごすことを想定し、提案すること。
- ・(ウ)職員室の中に設置すること。
- ・手洗い場、児童用ベッド1台（折り畳み、跳ね上げ等）を設置すること。

(オ)調理室等（厨房関連諸室） 45 m²以上

- ・調理員2名で調理することを想定すること。

- ・調理場、食品庫、搬入・検収室、休憩室、調理員専用トイレを設置すること。
- ・調理の様子が調理室外から見える造りとする。
- ・食品衛生関係法令に基づく HACCP に沿った衛生管理が実施可能となる施設・設備計画とすること。また、「食品衛生法等の一部を改正する法律の施行に伴う集団給食施設の取扱いについて（令和 2 年 8 月 5 日付け厚生食監発 0805 第 3 号）」の趣旨を踏まえた計画とすること。
- ・別表 4 「【参考】厨房機器リスト」及び別表 5 「【参考】献立表（2026 年 4 月及び 5 月）」を参考に、調理機器の選定及び設置を想定した計画を行うこと。
- ・調理室における加熱調理機器の熱源（煮炊き・焼成・保温等）は、通常運用時において電気を原則とすること。
- ・停電等の非常時においても提供継続に支障がないよう、代替手段（非常用電源、可搬式調理機器等）を提案すること。なお、燃焼を伴う可搬式機器（カセットコンロ等）を代替手段として提案する場合は、必要最小限の範囲とし、保管場所・換気・火気管理・安全確保策が明確となるよう提案すること。
- ・その他必要と思われる施設・設備について、合理的な配置及び面積で提案すること。

(カ)教材庫 10 ㎡以上

- ・保育所運営時に使用する資機材、教材用保管庫として、職員室に隣接して設けること。

(キ)母子避難所用防災倉庫 15 ㎡以上

- ・災害時に母子（妊産婦及び乳幼児）の受入を想定し、母子避難所用防災倉庫を設けること。
- ・災害時に迅速な搬出入が可能となる位置に配置すること。
- ・母子向け物資（粉ミルク、離乳食、おむつ等）を衛生的に保管できるよう、防塵・防虫・防鼠等に配慮し、必要な換気・清掃性を確保すること。

(ク)トイレ 適宜

- ・保育所の設備として、関係法令（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 等）に基づき便所を設けること。
- ・児童等の発達に応じ、見守りとプライバシーの両立が図れるブース計画とすること。なお、ブースは児童等が安全に使用でき、かつ職員が必要に応じ介助できる構造（扉の開閉方式、指はさみ防止、角の処理等）とするとともに、見守り性等を考慮し、適切に計画すること。
- ・0・1・2 歳児用トイレは、0 歳児室、1・2 歳児室の間に配置すること。
- ・3・4・5 歳児用トイレは、3・4 歳児室、5 歳児室の間に配置すること。
- ・職員用（来客用を兼ねる）は、バリアフリー対応とし、玄関付近に配置すること。

(ケ) 玄関、玄関ホール、廊下 適宜

① 玄関・玄関ホール

- ・ 来客が児童エリアへ無断で立ち入れないように、玄関付近に入退館管理点（受付・事務室窓口・インターホン・電気錠・モニタ等）を設け、来客導線を受付で制御できる計画とすること。
- ・ 児童・保護者の動線と職員・来客動線は、交錯を最小化させること。

② 廊下・ホール等

- ・ 廊下、玄関ホール等の通行部は、避難・保育運用上支障のない有効幅員を確保し、建築基準法令等の関係法令を満足すること。

③ サービス動線

- ・ 調理室への納品、廃棄物搬出、保守点検等のサービス動線は、職員や来客、児童用のものとは別の出入り口を設けること。

(コ) その他諸室

① 洗濯室 適宜

② お散歩カート置きスペース 適宜

③ 放送設備(園内)、映写設備(遊戯室等)、監視カメラ(各保育室) 適宜

④ テラス(軒のある日当たりのよいデッキ) 適宜

⑤ その他、必要と思われる施設・設備等があれば提案すること。

(サ) 上記(ア)～(コ)の設計にあたっては、以下の点に留意すること。

- ① 0歳児室、1・2歳児室の間には、調乳室、0・1・2歳児用トイレを配置し、どちらの部屋からも廊下に出ずに直接アクセスできるように配置すること。
- ② 3・4歳児室、5歳児室の間には、3・4・5歳児用トイレを配置し、どちらの部屋からも廊下に出ずに直接アクセスできるように配置すること。
- ③ 収納、児童用個別ロッカー、手洗い場、調乳室、沐浴スペースの面積は、保育スペースの面積に含めずに計画すること。
- ④ 各室の窓は、安全対策(不審者、クマなど)を行うとともに、児童等の活動のバランスを考慮し、適宜腰窓、掃き出し窓の使い分け等を行うこと。
- ⑤ 玄関前は、雨・雪をしのげる屋根を設けること。
- ⑥ 屋根及び外壁は、雨水の浸入を防止し、構造方法に応じた防水措置を施すこと。
(10年以上の保証又は当該保証と同等以上の性能を有すること。)
- ⑦ その他、必要と思われる事項があれば提案すること。

(4) 附帯施設等

(ア) 園庭は、体を大きく動かせるグラウンド(運動会など開催)、遊具の設置(例:滑り台、築山、砂場など)等を行うこと。

(イ) 本施設の園庭側には、3人程度が同時に利用できる手洗い場及び足洗い場を設ける

- こと。
- (ウ) 駐車場（1 台 2.5m×5.0m 以上）を、送迎用に 15 台程度（うち、バリアフリー駐車場 1 台）、職員用に 15 台程度、計 30 台程度を確保すること。なお、バリアフリー駐車場については、降雨・降雪時でも濡れないよう、屋根を設置すること。
 - (エ) 屋根付きの駐輪場（1 台 0.5m×2.0m 以上）を 5 台以上確保すること。
 - (オ) 運動会等のイベント器具、小型除雪機 2 台等を収納するための外部倉庫（15 m²程度）を設置すること。
 - (カ) 外構は、美観及び管理のしやすさを考慮し、適宜設けること。
 - (キ) 周辺道路の給水本管の状況を踏まえ、給水施設を計画するとともに、必要に応じて受水槽を設置すること
 - (ク) 計画敷地への動線は、市道から適切に進入できるよう計画、提案すること。
 - (ケ) 計画敷地内には、積雪時の除雪のしやすさ、歩行者の安全性、等を考慮し敷地内通路（車路及び歩行者通路）を計画すること。
 - (コ) 計画敷地の造成については、宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和 37 年政令第 16 号）第 2 章相当の基準を満たすこと。
 - (サ) その他必要と思われる施設・設備について、建物及び敷地の規模より適切な設備・規模で提案すること。

(5) その他留意事項等

- ・ユニバーサルデザインを前提とした設計とすること。
- ・木材、その他全ての使用材料については、石川県産資材の採用に努めること。
- ・可能な範囲で内装の木質化を積極的に行うこと。
- ・使用材料は、県内で一般流通しているものを基本とすること。
- ・メンテナンスのしやすさや耐久性、環境負荷低減（省エネ、省資源等）に配慮した計画とすること。
- ・計画する施設は、輪島市景観条例（平成 21 年輪島市条例第 50 号）等に配慮し、周囲の基調となる景観と調和を図り、景観のまとまりを保つこと。また、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年石川県条例第 62 号）」、「石川県バリアフリー社会の推進に関する条例（平成 9 年石川県条例第 5 号）」等に定める基準や各種関係法令、条例等を満たすほか、運営に必要な関係法令及び基準にも適合するよう整備すること。
- ・その他
 - ① 建築基準法に基づく建築確認申請のほか、関係法令に基づく届出等を行うこと。
 - ② 保険の加入者は、本要領 第 4 、 2 、（4）に示す売買事業者とする。

4 本施設の建設費

(1) 事業者の提案額等

- (ア) 提案売買価格の上限は、500,000 千円（税込）とする。
- (イ) 事業者は、上記の設計条件等を踏まえ、売買価格（以下「提案売買価格」という。）を提案すること。

(ウ)提案売買価格には、地質調査費、設計費、工事監理費等必要な経費のほか、工事費として特殊基礎工事、建築工事、屋外附帯施設工事、外構工事、設備工事、各種負担金、売買事業者の費用等、建設に必要な経費全てを含むものとする。

(2) 本施設の売買価格

売買価格は、選定事業者の提案売買価格を踏まえ、市と選定事業者とで協議の上、売買契約の締結時までには確定するものとする。

また、売買契約に当たっては、選定事業者が作成した設計図書及びその他成果品に基づき、市が精査し、売買価格が適正であると認めた上で、締結するものとする。

なお、実施設計図書及び内訳明細書の内容について、市は選定事業者と協議の上、調整することができるものとする。

第3 提案内容

1 提案の範囲

本事業においては、統合保育所全般に関する提案として、事業実施に関する方針・考え方、施設計画に対する考え方、施設整備に対する考え方、建設工期、その他本事業に関する独自提案を求め、総合的に審査するものとする。

なお、提案にあたっては事業費の削減に努めること。

2 提案の項目

(1) 本事業における事業計画に関すること

本事業に対する基本的な考え方（基本方針、実施体制等）、コスト抑制手法、品質の確保、工程管理、地域振興等に資する事項等について、具体的に提案すること。

(提案の視点)

- ① 本事業の目的及び取組方針・計画が提案されているか。
- ② 本事業を確実に実施できる実施体制（人員及び資材確保等を含めた具体的な実施体制）が確立されているか。
- ③ 激しい市況変動下で有効なコスト抑制手法等についての具体的な内容が提案されているか。
- ④ 施工品質を管理する手法が提案されているか。
- ⑤ 全体工程計画と工程管理手法に関する事項が提案されているか。
- ⑥ 地域振興・地域経済への貢献に関する事項が提案されているか。

(2) 本施設の設計に関すること

本施設の設計に対し、保護者や地域住民からの意見聴取方法、機能性の確保、防犯対策、省エネルギー化への対策等について、具体的に提案すること。

(提案の視点)

- ① 本施設の設計に対して、保育所への入所を予定する保護者や地域住民等の意見等を適切に把握し、反映する具体的な手法が提案されているか。
- ② 敷地特性・施設特性を踏まえた施設計画、保護者等の送迎に配慮した提案がされて

いるか。

- ③ 保育環境を適切に理解し、乳幼児の安全と健康に配慮された、合理性や機能性が高い施設計画に関する提案がされているか。
- ④ 防犯セキュリティの高い施設計画に関する提案がされているか。
- ⑤ 環境負荷やライフサイクルコストの低減、維持保全の容易さに配慮した施設計画が提案されているか。
- ⑥ 石川県産資材（木材など）の積極的な活用などに関する提案がされているか。
- ⑦ 景観や周辺環境との調和（壁面・屋根素材や色彩、形状など）に配慮した施設計画が提案されているか。

（3）本施設の工事及び工事監理に関すること

工事期間中の周辺への配慮、工期短縮の工夫、建物の性能・品質の確保等について、具体的に提案すること。

（提案の視点）

- ① 敷地特性や周辺環境等に配慮し、騒音・振動等、周辺環境への影響に配慮した仮設計画、施工計画が提案されているか。
- ② 建設工事にあたり、工期短縮のための具体的な提案がされているか。
- ③ 建物の品質確保に向けた工事監理方法等が提案されているか。

（4）本施設の建設工期に関すること

本施設の建設工期を提出書類説明書の様式3-4「建設工期・売買価格提案書」により提案すること。

（建設工期についての留意点）

- ① 建設工期とは、事業着手日から基本協定書（案）第23条第1項の完成検査が完了する日までとする。
- ② 事業着手日は、令和8年10月下旬（選定事業者決定予定日）に設定して、建設工期を提案すること。
- ③ 売買契約の際の根拠となるため、実現可能な建設工期を記入すること。
- ④ 売買契約の締結は、市議会の議決が必要となるため、設計確認から売買契約までは、30日の期間を見込み、建設工期を提案すること。（様式3-6「事業工程表」にこの期間を明示すること。）
- ⑤ 様式3-6「事業工程表」と整合させるものとし、調査（地質調査等）、設計（基本設計及び実施設計）、輪島市景観条例、建築確認、その他本事業に係る全ての審査等に要する期間、地縄張り作業や丁張り作業、仮設物（仮設トイレ・仮設事務所・仮囲い等）設置作業期間及び年末年始等の休工期を含むこと。
- ⑥ 労働基準法（昭和22年法律第49号）及び働き方改革の推進等を遵守した建設工期を提案すること。

(5) 売買価格に関すること。

保護者や地域住民との合意形成に関する費用及び設計・工事監理費を含む本施設本体の売買価格並びに附帯施設等の売買価格を提出書類説明書の様式3-4「建設工期・売買価格提案書」により提案すること。

第4 応募者の要件

1 共通事項

(1) 応募者の構成等

- ① 応募者は、②に掲げる事業者で構成される連合体とし、連合体には、④に規定する代表事業者を定めること。ただし、応募者が1の事業者で構成される場合は、この限りでない。
- ② 応募者は、次に掲げる事業者で構成すること。
 - 1) 本施設を設計する事業者（以下「設計事業者」という。）
 - 2) 本施設を工事監理する事業者（以下「工事監理事業者」という。）
 - 3) 本施設を建設する事業者（以下「建設事業者」という。）
 - 4) 本施設を売却する事業者（以下「売買事業者」という。）
- ③ 連合体を構成する事業者（以下「構成事業者」という。）のうち、代表事業者と密接な資本関係があり、事実上一体の事業者とみなすことができる場合で、2参加資格要件の(1)から(4)の複数の要件を満たす者は、当該業務を兼ねることができる。
- ④ 代表事業者は、次に掲げる者とする。
 - 1) 代表事業者は、建設事業者であること。
 - 2) 代表事業者は、本事業への応募手続を代表して行う。
 - 3) 選定事業者となった場合は、代表事業者は事業期間中、連合体の代表として事業全体の統括管理のほか、市、県及び関係機関との報告、協議及び調整等を行う。
- ⑤ 構成事業者は、他の提案を行う応募者の構成事業者になることはできない。

(2) 応募者の共通の資格要件

次に掲げる項目に該当する者は、応募者の構成員になれないものとする。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当すると認められる者
- ② 建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項又は5項の規定による営業停止命令を受けている者
- ③ 宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第65条第2項又は第4項の規定による業務の停止命令を受けている者
- ④ 建築士法（昭和25年法律第202号）第26条第2項の規定による事務所の閉鎖命令を受けている者
- ⑤ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て（以下「更生手続開始の申立て」という。）をしている者又は更生手続開始の申立てをなされている者。ただし、同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第199条第1項の更生計画の認可の決定があった場合を除

く。

- ⑥ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者。ただし、同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第 174 条第 1 項の再生計画認可の決定が確定した場合を除く。
- ⑦ 会社法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）第 64 条による改正前の商法（明治 32 年法律第 48 号）第 381 条第 1 項（会社法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律第 107 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による会社の整理の開始を命ぜられている者
- ⑧ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条又は第 19 条の規定による破産手続開始の申立てをなされている者
- ⑨ 過去 1 年間の国税、地方税その他公租公課について滞納している者
- ⑩ 輪島市建設工事請負業者等の指名停止に関する要綱（平成 18 年輪島市告示第 113 号。以下「指名停止要綱」という。）の規定による競争入札参加資格の指名停止措置を受けている者
- ⑪ 輪島市工事等請負・委託契約に係る一般競争入札及び指名競争入札の有資格者以外の者であって、指名停止要綱の別表に掲げる行為（応募書類の受付日から当該別表に掲げる行為毎に、対応する期間を遡った日以後のものに限る。）を行った者
- ⑫ 輪島市暴力団排除条例（平成 24 年輪島市条例第 1 号）の規定による排除措置を受けている者

2 参加資格要件

応募者は、事業を適切に実施できる能力を備える者であり、応募書類等の受付日において、それぞれ次に掲げる要件を全て備えていなければならない。

(1) 建設事業者

次の要件を満たしていること。複数の事業者で業務を分担する場合も、次の全ての要件を満たす者であること。

- ① 石川県内に本店、支店又は営業所を置いていること。
- ② 建設業法に基づく特定建設業許可（建築工事業）を受けていること。
- ③ 令和 8 年度の輪島市の格付等級において、建築一式工事 A 等級を有していること。
- ④ 過去 10 年以内（平成 28 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間）に、元請けとして完了した保育所又はこれと同等の児童福祉施設等の新築又は改築工事の施工実績を有していること。

(2) 設計事業者

次の要件を満たしていること。複数の事業者で業務を分担する場合も、次の全ての要件を満たす者で構成すること。

- ① 石川県内に本店、支店又は営業所を置いていること。
- ② 建築士法の規定による建築士事務所登録を受けていること。
- ③ 過去 10 年以内（平成 28 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間）に、元請け

として完了した保育所又はこれと同等の児童福祉施設等の設計業務の実績を有していること。

- ④ 設計及び工事監理業務は、それぞれ異なる構成事業者が担当することができる。

(3) 工事監理事業者

次の要件を満たしていること。複数の事業者で業務を分担する場合も、次の全ての要件を満たす者で構成すること。

- ① 石川県内に本店、支店又は営業所を置いていること。
- ② 建築士法の規定による建築士事務所登録を受けていること。
- ③ 過去 10 年以内（平成 28 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間）に、元請けとして完了した保育所又はこれと同等の児童福祉施設等の工事監理業務の実績を有していること。
- ④ 設計及び工事監理業務は、それぞれ異なる構成事業者が担当することができる。

(4) 売買事業者

次の要件を満たしていること。複数の事業者で業務を分担する場合も、次の全ての要件を満たす者であること。

- ① 石川県内に本店、支店又は営業所を置いていること。
- ② 宅地建物取引業法第 3 条第 1 項に規定する宅地建物取引業の免許を有すること。

第5 応募の手続き

1 公募の方法

(1) 募集要領等の公表

- ① 公表日 : 令和8年7月6日(月)
- ② 公表方法 : ホームページで公表するとともに、市子育て健康課より配付する。
- ③ 配布期間 : 令和8年7月6日(月)から令和8年8月7日(金)まで
(開庁日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで)

(2) 説明会の開催

- ① 開催日時 : 令和8年7月14日(火)午後1時30分から(午後1時から受付)
- ② 開催場所 : 輪島市ふれあい健康センター
- ③ 申込方法 : 「事業者募集要領等に関する説明会参加申込書(様式1-1)」を、本要領第6に記載する市担当窓口にて電子メールで提出すること。
- ④ 申込期限 : 令和8年7月10日(金)午後5時まで

2 質問の受付

(1) 参加資格表明に関する質問

- ① 提出期間 : 令和8年7月6日(月)から令和8年8月7日(金)午後5時まで
- ② 提出方法 : 質問の内容を簡潔にまとめ、「事業者募集要領等に関する質問書(様式1-2)」に記入し、電子メールにて提出すること。(電話、ファックス等による質問は受け付けない。)
- ③ 提出先 : 本要領第6に記載する市担当窓口とする。
- ④ 回答 : 令和8年8月上旬を目途に、市のホームページに掲載する。

(2) 事業者募集要領等に関する質問(第1回)

- ① 提出期間 : 令和8年7月6日(月)から令和8年7月16日(木)午後5時まで
- ② 提出方法 : 質問の内容を簡潔にまとめ、「事業者募集要領等に関する質問書(様式1-2)」に記入し、電子メールにて提出すること。(電話、ファックス等による質問は受け付けない。また、質問は参加事業者及びその構成者に限る。)
- ③ 提出先 : 本要領第6に記載する市の担当窓口とする。
- ④ 回答 : 令和8年7月中旬を目途に、市のホームページに掲載する。

(3) 事業者募集要領等に関する質問(第2回)

- ① 提出期間 : 令和8年7月17日(金)から令和8年8月7日(金)午後5時まで
- ② 提出方法 : 質問の内容を簡潔にまとめ、「事業者募集要領等に関する質問書(様式1-2)」に記入し、電子メールにて提出すること。(電話、ファックス等による質問は受け付けない。また、質問は参加事業者及びその構成者に限る。)
- ③ 提出先 : 本要領第6に記載する市担当窓口とする。
- ④ 回答 : 令和8年8月上旬を目途に、市のホームページに掲載する。

3 応募の方法

(1) 参加表明書の提出

- ① 提出方法：様式2-1から様式2-9までの正本1部を、簡易書留郵便又は持参により提出すること。
- ② 提出期間：令和8年7月6日（月）から令和8年8月7日（金）まで
簡易書留郵便の場合は、令和8年8月5日（水）必着とし、持参の場合は、開庁日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までに提出すること。
- ③ 提出先：本要領第6に記載する市担当窓口とする。
- ④ 審査結果：参加資格審査の結果は、令和8年8月19日（水）に応募者に文書で通知し、併せて参加表明の有無をホームページで公表する。（電話等による問合せは不可とする。）
- ⑤ その他：受理された参加表明書の修正（書類の差替え・追加・除却等を含む。）は一切認めない。

(2) 提案書の提出

- ① 提出方法：様式3-1から様式3-6までの正本1部、副本8部、電子データ（MicrosoftWord形式及びAdobePDF形式）を、簡易書留郵便又は持参により提出すること。電子データはCD又はDVDのディスク媒体で提出すること。なお、提出された提案書については、返却しないものとする。
- ② 提出期間：令和8年8月7日（金）から令和8年10月9日（金）まで
簡易書留郵便の場合は、令和8年10月7日（水）必着とし、持参の場合は、開庁日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までに提出すること。
- ③ 提出先：本要領第6に記載する市担当窓口とする。
- ④ その他：受理された参加表明書の修正（書類の差替え・追加・除却等を含む。）は一切認めない。

(3) 応募に当たっての留意事項

- ① 応募者は、実施要項、本要領、提出書類説明書（様式集）、事業者審査基準、基本協定書（案）及び売買契約書（案）の記載内容を承諾した上で応募すること。
- ② 応募書類の作成及び提出などに応募に要する費用は、全て応募者の負担とする。
- ③ 応募者は、公正に手続を行わなければならない。
- ④ 本事業を公正に実施することができないと認められるとき、又は災害その他やむを得ない理由がある場合には、本事業の実施を延期又は中止することがある。

(4) 提案書の取扱い

- ① 提案書の著作権は応募者に帰属する。ただし、本事業において公表等が必要と認められる場合には、市は全部又は一部を無償で使用できるものとする。また、契約に至らなかった応募者の提案については、本市が事業者選定過程等を説明する以外の

目的には使用しないものとする。なお、提出された書類については返却しないものとする。

- ② 応募者は、提案書の作成にあたり、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。
- ③ 市が提供する資料は、提案書の作成以外の目的に使用することはできない。

4 選定事業者の決定

(1) 審査体制

市は、中立かつ公正に事業者を選定することを目的として、選定委員会を設置し、別に定める事業者審査基準により、応募内容の審査を非公開により行う。

(2) 選定方法

本審査は、参加資格審査、第1段階審査、第2段階審査に分けて実施し、その評価に応じ、選定事業者及び次点事業者を選定する。

① 第1段階審査

市が、参加資格要件、基本的事項、建設工期等に関する適格審査を行い、いずれか1つでも要件を満たしていない場合は、失格とする。

② 第2段階審査

事業者選定委員会において、統合保育所全般に関する提案として、事業実施に関する方針・考え方、施設計画に対する考え方、施設整備に対する考え方、建設工期、その他本事業に関する独自提案等について、総合的に審査する。

なお、事業者選定委員会は、応募者より提案内容の説明を受け、質疑を行う。

1) 日時・会場：令和8年10月23日（金）予定

（令和8年10月16日（金）までに、代表事業者へ開催日時、会場を別途通知する。）

2) 説明、質疑応答：準備時間5分、提案説明20分、質疑応答20分。

3) 出席者：応募者から5名以内、代表事業者から必ず1名以上参加すること。

4) 提案説明：応募者が特にアピールしたい点等について説明すること。

プレゼンテーション用ソフトや模型の使用も可とするが、提案書に基づくものとし、新たな提案等を行わないこと。新たな提案を行った場合、失格とする場合もある。

なお、スクリーン及びプロジェクターは事務局にて準備するが、それ以外は応募者にて準備すること。

(3) 審査結果の公表

第1段階審査及び第2段階審査の結果は、令和8年11月上旬までに応募者に文書で通知し、併せてホームページで公表する。（電話等による問合せは不可とする。）

(4) 選定事業者の決定

市は、実施要項第10条の規定に基づき、選定事業者と協議し、基本協定を締結する。

(5) その他

- ① 市は、応募者が故意に選定委員に接触するなど、不正行為を行ったと認められる場合は、その応募者による応募は無効とする。
- ② 応募者がいない場合、審査において全ての応募者が失格となった場合を除き、応募者が1者のみの場合であっても、本審査は有効なものとして取り扱う。

第6 その他

1 基本協定、売買契約に関する事項

- (1) 市は、提案内容に基づき選定事業者と協議を実施し、事業の実施内容を明確にした上で、基本協定及び売買契約を締結するものとする。
- (2) 基本協定書(案)、売買契約書(案)の内容は、市と選定事業者とが協議を行って、修正を行うことができる。
- (3) 基本協定及び売買契約の締結について、選定事業者が実施する内容検討、書類作成等に要する弁護士費用、印紙代等の一切の費用は、選定事業者の負担とする。

2 リスク分担に関する事項

(1) 基本的な考え方

本事業においては、市と選定事業者が様々なリスクを適正に分担し、低廉で良質な住宅等が提供されることを優先するものとする。

(2) 予想されるリスクと責任分担

一般的なリスクの内容及び市及び選定事業者による分担の考え方は、「別表3-主要リスク分担表」のとおりとする。

3 関係法令等

本業務の実施に当たって適用すべき基準及び遵守すべき法令等は次のとおりとする。

(1) 遵守すべき法令等

- ・ 建築基準法(昭和25年法律第201号)
- ・ 建築士法(昭和25年法律第202号)
- ・ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)
- ・ 建設業法(昭和24年法律第100号)
- ・ 宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)
- ・ 都市計画法(昭和43年法律第100号)
- ・ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律

(平成12年法律第57号)

- ・宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）
- ・砂防法（明治30年法律第29号）
- ・農地法（昭和27年法律第229号）
- ・森林法（昭和26年法律第249号）
- ・水道法（昭和32年法律第177号）
- ・下水道法（昭和33年法律第79号）
- ・浄化槽法（昭和58年法律第43号）
- ・ガス事業法（昭和29年法律第51号）
- ・電気事業法（昭和39年法律第170号）
- ・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）
- ・建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）
- ・建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）
- ・消防法（昭和23年法律第186号）
- ・振動規制法（昭和51年法律第64号）
- ・水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）
- ・騒音規制法（昭和43年法律第98号）
- ・大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）
- ・電波法（昭和25年法律第131号）
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
- ・文化財保護法（昭和25年法律第214号）
- ・労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- ・個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）
- ・景観法（平成16年法律第110号）
- ・屋外広告物法（昭和24年法律第189号）
- ・土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）
- ・道路法（昭和27年法律第180号）
- ・食品衛生法（昭和22年法律第233号）
- ・その他関係諸法令及び関連諸規程

（2）適用基準等

- ・児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
(平成24年石川県条例第62号)
- ・石川県バリアフリー社会の推進に関する条例（平成9年石川県条例第5号）
- ・石川県食品衛生法施行条例（平成12年石川県条例第14号）
- ・輪島市景観条例（平成21年輪島市条例第50号）
- ・児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）
- ・保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）
- ・食品衛生法等の一部を改正する法律の施行に伴う集団給食施設の取扱いについて
(令和2年8月5日付け薬生食監発0805第3号)
- ・大量調理施設衛生管理マニュアル（平成9年3月24日付け衛食第85号別添）

4 その他必要な事項

本事業に関する情報は、市のホームページ等により適宜提供する。

5 市の担当窓口

本事業に関する市の担当窓口は次のとおりとする。

輪島市役所 健康福祉部 子育て健康課 (輪島市ふれあい健康センター)

〒928-0001 輪島市河井町2部 287 番地 1

TEL : 0768-23-1136

電子メールアドレス : kenkou@city.wajima.lg.jp

別表1 調査等業務の内容

	調査名	実施内容等	備考
1	測量調査	事業者の提案により、必要に応じて実施すること。	
2	地質調査	事業者の提案により、必要に応じて実施すること。	
3	室内空気中の化学物質の濃度測定	<p>室内空気質は、厚生労働省が公表している濃度指針値以下とすることとし、測定は、工事完了後(引渡し前)に、工事施工者等が実施する。</p> <p>①測定物質</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) ホルムアルデヒド 2) アセトアルデヒド 3) トルエン 4) キシレン 5) エチルベンゼン 6) スチレン <p>②測定箇所及び測定数</p> <p>○測定対象室</p> <ul style="list-style-type: none"> ・0歳児保育室(ほふく室) ・1・2歳児保育室 ・3・4歳児保育室 ・5歳児保育室 ・遊戯室 ・職員室 ・保健室 ・その他事業者の提案により測定が必要と考えられる室 <p>○測定数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各対象室につき1箇所(室面積100㎡以下の場合) ・100㎡を超える室は最低2箇所 <p>③その他</p> <p>採取の条件・方法等は、厚生労働省「室内空気中化学物質の室内濃度指針値」及び厚生労働省「室内空気中化学物質の標準的測定方法(測定マニュアル/統合版)」等を参照の上、実施すること。</p>	

別表2 応募書類リスト

1 説明会及び質問

名 称	様 式
事業者募集要領等に関する説明会参加申込書	1-1
事業者募集要領等に関する質問書	1-2

2 応募資格の適格審査

名 称	様 式
参加表明書(単独事業者用、連合体用)	2-1
委任状 (商業登記簿謄本(又は現在事項全部証明書)の写し、印鑑登録証明書の写し)	2-2
参加事業者構成表 (納税証明書(所得税・法人税・消費税・県民税・事業税)の写し)	2-3 ①、②
参加事業者連絡先一覧表	2-4
参加資格確認調書(単独事業者)	2-5 ①～③
参加資格確認調書(設計事業者)	2-6
参加資格確認調書(工事監理事業者)	2-7
参加資格確認調書(建設事業者)	2-8
参加資格確認調書(売買事業者)	2-9
会社概要書(代表事業者、構成事業者の全事業者)	なし
定款(代表事業者、構成事業者の全事業者)	なし
決算報告書(代表事業者、構成事業者の全事業者、直近3年)	なし
登記簿謄本(代表事業者、構成事業者の全事業者、直近の履歴事項全部証明書原本)	なし
納税証明書その3の3 (代表事業者、構成事業者の全事業者、証明日現在において、未納の税がないことを証明するもの。ただし、「未納がないこと」の証明書の書式発行ができない場合、直近年度分の納税証明書の提出で可。申請日において発行日から3月以内のもの。)	なし

3 提案書

名 称	様 式
提案書提出書(単独事業者用、連合体用)	3-1
応募者の適格審査チェックリスト	3-2
統合保育所全般に関する提案書	3-3 ①～④
建設工期・売買価格提案書	3-4 ①、②
資金調達計画書	3-5
事業工程表	3-6

別表3 主要リスク分担表

○：主負担（リスクが顕在化した場合に原則として負担を行う）

△：従負担（リスクが顕在化した場合の負担が主負担に比べて少ない又は限定的に負担）

	リスクの種類		リスクの内容	負担者		
				市	事業者	
1 共通	提供情報リスク		募集要領等記載内容の誤り及び変更等	○		
	契約リスク		上記以外の市の事由による契約締結の遅延・中止	○		
			事業者の事由による契約締結の遅延・中止		○	
	応募リスク		応募費用に関するもの		○	
	制 度 関 連 リ ス ク	政治・行政	本事業に直接的影響を及ぼす市に関わる政策の変更・中断・中止	○		
			法制度	事業に関わる法令の変更、新たな規制法の成立	○	
		許認可	上記以外の法令の変更		○	
			事業に必要な許認可の取得遅延又は取得困難		○	
		税制度	市の事由による事業者の許認可取得の遅延	○		
			消費税の範囲変更及び税率変更等	○		
			法人の利益や運営に係る税制の新設・変更等		○	
			建物所有に関する税制の新設・変更等（住宅等の市への所有権移転前）		○	
			事業に直接的影響を及ぼす税制の新設・変更	○		
				上記以外の法人税の新設・変更等		○
	社 会 リ ス ク	住民対応	募集要領等に記載されている範囲のもの	○		
			提案内容に係るもの		○	
		第三者賠償	業務の実施に起因して第三者に及ぼした損害		○	
			環境問題	工事等による騒音・振動・地盤沈下・地下水断絶、大気・水質汚染、臭気、電波障害等に関する対応		○
	債務不履行リスク		市の債務不履行による中断・中止	○		
			事業者の債務不履行による中断・中止		○	
	不可抗力リスク		天災、暴動等自然的又は人為的な事象のうち、通常の見込み可能な範囲を超えるもの	○	△	
経 済 リ ス ク	資金調達	事業の実施に必要な資金調達・確保		○		
	金利	金利変動		○		
発注者責任リスク		要求水準の不備、変更による契約内容の変更	○			
		事業者の指示・判断の不備、契約内容の変更		○		
測 量 ・ 調 査 リ ス ク		市が実施した測量・調査に関するもの	○			
		事業者が実施した測量・調査に関するもの		○		
		地質障害、地中障害物及び埋蔵文化財の発見により新たに必要となった測量・調査に関するもの	○	△		

	リスクの種類	リスクの内容	負担者	
			市	事業者
2 統 合 保 育 所 整 備	設計変更リスク	市の提示条件の不備、要求水準の変更によるもの	○	
		事業者の提案内容、指示、判断の不備によるもの		○
		市による開発の影響によるもの	○	
	用地の確保リスク	事業用進入路や資材置き場等確保に関するもの		○
	用地の瑕疵リスク	文化財に関するもの	○	
		土壌汚染に関するもの	○	
		上記以外の地質障害・地中障害物その他の予見できないことに関するもの	○	
	工期変更 (工事遅延)リスク	市の指示及び市の責めに帰すべき工期変更、引渡しの遅延	○	
		事業者の責めに帰すべき工期変更、引渡しの遅延		○
	建設コスト (工事費増大)リスク	市の指示及び市の責めに帰すべき工事費の増大	○	
		上記以外の事業者の責に帰すべき工事費の増大		○
	建設物価変動リスク	建設物価の価格変動に関するもの	△	○
	工事監理リスク	工事監理の不備によるもの		○
	住民対応リスク	建設に伴う周辺環境等の変化に係る苦情処理等		○
	警備リスク	設備・原材料の盗難・損傷により費用増加及び遅延が生じたもの		○
	第三者使用に伴う リスク	請負人の使用に関するもの		○
	要求水準未達成リスク	施設完成後、市による検査で発見された要求水準の不 適格・施工不良に関するもの		○
	支払遅延・不能リスク	統合保育所整備費の支払の遅延・不能に関するもの	○	
	施設損傷リスク	引渡し前に工事目的物や材料などに生じた損傷		○
	瑕疵担保リスク	瑕疵担保期間中に発見された瑕疵又は施設の隠れた 瑕疵の担保責任		○
工事の中止リスク	市の指示による工事の中止	○		
	事業者の責めに帰すべき事由による工事の中止		○	
安全管理リスク	建設工事中に事故や第三者への損害が生じ、費用増加 及び遅延が生じたもの		○	
3 そ の 他	事業終了リスク	終了手続きに伴う諸費用の発生に関するもの、事業会 社の清算手続きに伴う評価損益等		○

別表4 【参考】厨房機器リスト

No.	品名	規格	数量	単位	備考
1	一槽シンク	450×600×800	1	台	
2	引出付作業台	750×600×800	1	台	
3	デジタル式上皿自動秤	—	1	台	秤量3kg 防水形
4	検食用冷凍ストッカー	—	1	台	有効内容積115L
5	戸棚	1350×600×1800	1	台	
6	冷凍冷蔵庫	—	2	台	有効内容積710L
7	一槽シンク	600×750×800	1	台	
8	脇台	(300) ×750×800	1	台	
9	電磁調理器	1500×750×800	1	台	プレート数3口
10	コーナー台	600×750×800	1	台	
11	I Hジャー炊飯器	—	1	台	炊飯容量1升(1.8L)
12	作業台	600×600×800	1	台	
13	炊飯台車	400×400×250	1	台	
14	I Hジャー炊飯器	—	1	台	炊飯容量3.3升(6.0L)
15	スチームコンベクションオーブン	700×590×1565	1	台	ホテルパン2/3 5段 架台付
16	包丁まな板消毒保管機	550×550×1900	1	台	上部棚仕様
17	置台	600×550×800	1	台	
18	電子レンジ	510×360×306	1	台	
19	一槽シンク	1200×600×800	1	台	
20	作業台	600×600×800	1	台	
21	キューブアイスメーカー	—	1	台	貯氷量約14kg
22	引出付作業台	600×600×800	1	台	
23	IHクッキングヒーター	304×345×54	1	台	
24	テーブル形冷蔵庫	—	1	台	定格内容積245L程度
25	フードプロセッサ	212×298×337	1	台	

No.	品名	規格	数量	単位	備考
26	ホットブレンダー	191×218×440	1	台	
27	台下戸棚	1200×600×800	2	台	
28	上棚	1200×400×1段	1	台	
29	平棚	1350×350×1段	1	台	
30	ソイルドテーブル	1500×650×850	1	台	
31	食器洗浄機	600×600×1400	1	台	正面把手 給湯条件：市水 扉窓付
32	クリーンテーブル	650×650×850	1	台	
33	消毒保管機	900×550×1900	1	台	電気式 片面

別表5 【参考】献立表 (2026年4月及び5月)

①2026年4月 献立表

日	曜日	献立名	“血・肉・骨” をつくる食品	“熱・力” の元になる食品	“体 調” を整える食品
1	水	春巻き・ブロッコリーのチーズ和え 中華スープ	春巻き・ハム 豆腐・チーズ	油・マヨネーズ ごま油	ブロッコリー・チンゲン菜・しめじ もやし・玉ねぎ・人参・きくらげ
2	木	ミートローフ・添え野菜 カレースープ	豆腐・鶏肉・卵 油揚げ・大豆	パン粉・油・カレー粉 じゃがいも	玉ねぎ・グリーンピース・コーン ブロッコリー・人参・ほうれん草・にんにく
3	金	マーボー豆腐 パンサンズ・フルーツ	木綿豆腐・豚ひき肉 ハム	油・片栗粉・春雨 ごま油	にら・人参・玉ねぎ・黒きくらげ・にんにく しょうが・きゅうり・キャベツ・フルーツ
4	土	照り焼き 添え野菜・野菜スープ	鶏肉 ベーコン	油 じゃがいも	生姜・ブロッコリー・玉ねぎ 人参・コーン
6	月	肉じゃが・サラスパサラダ フルーツ	牛肉・さつま揚げ ツナ	じゃが芋・こんにゃく・油 スパゲッティ・マヨネーズ	人参・玉ねぎ・いんげん 胡瓜・フルーツ
7	火	いかのかりん揚げ・キャベツのサラダ 沢煮椀	いか・ハム 豚肉	片栗粉・油・オリーブ油 ごま	キャベツ・きゅうり・大根・人参 たけのこ・椎茸
8	水	鮭のパン粉焼き・クリームスープ 小松菜とりんごのサラダ	鮭・チーズ・ベーコン 豆乳	パン粉・オリーブ油 ごま油・じゃがいも	パセリ・小松菜・りんご・もやし ブロッコリー・人参・なばな・玉ねぎ・グリーンピース
9	木	タンドリーチキン おかか和え・さつま汁	鶏もも肉・ヨーグルト ツナ・豚肉・かつお節	油・さつまいも こんにゃく	キャベツ・きゅうり・コーン・人参 ごぼう・ねぎ
10	金	みそ煮込みうどん かみかみごま和え・フルーツ	鶏もも肉 ツナ	うどん ごま	玉ねぎ・人参・しいたけ・ねぎ 切干大根・ごぼう・ほうれん草・フルーツ
11	土	ポイルウインナー 添え野菜・野菜スープ	ウインナー ベーコン	油 じゃがいも	生姜・ブロッコリー・玉ねぎ 人参・コーン
13	月	八宝菜・華風和え フルーツ	豚肉・いか・えび ハム	油・片栗粉 ごま・ごま油	白菜・人参・たけのこ・しいたけ・玉ねぎ もやし・きゅうり・黒きくらげ・フルーツ
14	火	鶏の磯辺揚げ・ゆかり和え けんちん汁	鶏むね肉・青のり 木綿豆腐・油揚げ	小麦粉・油 こんにゃく	キャベツ・きゅうり・大根・人参 ねぎ・しいたけ
15	水	ポトフ ホイコーロー・フルーツ	豚肉 ウインナー	じゃがいも 油	ブロッコリー・玉ねぎ・人参・しめじ キャベツ・ピーマン・椎茸・フルーツ
16	木	さばの立田揚げ 青菜のおから和え・貝だくさん汁	さば・おから・ちくわ 油揚げ	片栗粉・油・マヨネーズ ごま・じゃがいも	しょうが・ほうれん草・しめじ・もやし 人参・椎茸・ねぎ
17	金	チャンプルー 春雨スープ・フルーツ	豚肉・厚揚げ・かつお節 卵・ベーコン	油 春雨	もやし・小松菜・人参・玉ねぎ チンゲン菜・黒きくらげ・フルーツ
18	土	照り焼き 添え野菜・野菜スープ	鶏肉 ベーコン	油 じゃがいも	生姜・ブロッコリー・玉ねぎ 人参・コーン
20	月	ちゃんぽんめん・フルーツ 海藻サラダ	豚肉・えび・かまぼこ わかめ・ハム・ひじき	中華麺・ごま油 マヨネーズ・ごま	キャベツ・人参・玉ねぎ・もやし・ねぎ・コーン・フルーツ 黒きくらげ・にんにく・しょうが・きゅうり・小松菜
21	火	じゃがいものそぼろ煮・鉄入りチーズ 野菜のかき揚げ	鶏ひき肉・さつま揚げ しらす干し・ひじき・チーズ	じゃがいも・こんにゃく 天ぷら粉・油	玉ねぎ・人参・いんげん えだまめ・ピーマン
22	水	チキンカレー 切干大根のナムル・フルーツ	鶏肉 かにかまぼこ	カレールウ・じゃがいも ごま油・ごま・油	玉ねぎ・人参・いんげん・切干大根 きゅうり・フルーツ
23	木	鮭の照り焼き 千草和え・豚汁	鮭・油揚げ・いか 豚肉	ごま・こんにゃく じゃがいも	小松菜・キャベツ・人参 玉ねぎ・ねぎ
24	金	ソース焼きそば わかめスープ・フルーツ	いか・豚肉・わかめ 木綿豆腐	中華麺 油	キャベツ・玉ねぎ・人参・ピーマン もやし・しいたけ・ねぎ・フルーツ
25	土	ポイルウインナー 添え野菜・野菜スープ	ウインナー ベーコン	油 じゃがいも	生姜・ブロッコリー・玉ねぎ 人参・コーン
27	月	豆腐ハンバーグ・切干大根のサラダ マカロニスープ	鶏ひき肉・木綿豆腐・ひじき ウインナー・かにかまぼこ	油・マカロニ・パン粉 マヨネーズ・ごま	玉ねぎ・人参・きゅうり・キャベツ コーン・切干大根
28	火	野菜のうま煮・フィッシュサラダ フルーツ	鶏肉・生揚げ ツナ・ひじき	じゃがいも・こんにゃく ごま油	人参・椎茸・いんげん・ごぼう キャベツ・きゅうり・コーン・フルーツ
30	木	白身魚のフライ・タルタルソース 鶏ごぼう汁	白身魚・卵・木綿豆腐 鶏肉	小麦粉・パン粉・油 マヨネーズ	玉ねぎ・パセリ・人参・大根 ごぼう・ねぎ・ブロッコリー

②2026年4月 離乳食（後期9～11か月）献立表

日	曜日	献立名	午前のおやつ	午後のおやつ	主な食材
1	水	煮奴・中華スープ風	フルーツ	フルーツ	米・豆腐・ブロッコリー・チンゲン菜・しめじ・もやし 玉ねぎ・人参・フルーツ
2	木	豆腐のそぼろあん・スープ	フルーツ	フルーツ	米・豆腐・鶏ひき肉・じゃがいも・玉ねぎ・ブロッコリー 人参・ほうれん草・フルーツ
3	金	煮奴・春雨と野菜煮	フルーツ	ヨーグルト	米・豆腐・豚肉・春雨・にら・人参・玉ねぎ・きゅうり キャベツ・フルーツ・ヨーグルト
4	土	鶏の照り煮・野菜スープ	フルーツ	ヨーグルト	米・鶏肉・ブロッコリー・じゃがいも・人参・玉ねぎ フルーツ・ヨーグルト
6	月	肉じゃが風・スープスパゲッティ	ヨーグルト	フルーツ	米・鶏肉・スパゲッティ・じゃが芋・人参・玉ねぎ いんげん・きゅうり・ツナ・フルーツ・ヨーグルト
7	火	煮浸し・野菜煮	フルーツ	フルーツ	米・豚肉・キャベツ・きゅうり・大根・人参・椎茸 フルーツ
8	水	煮魚・野菜の豆乳煮	フルーツ	フルーツ	米・白身魚・じゃがいも・小松菜・もやし・ブロッコリー 人参・なばな・玉ねぎ・グリーンピース・豆乳・フルーツ
9	木	さつまい・鶏肉の照り煮	フルーツ	フルーツ	米・鶏肉・豚肉・さつまいも・キャベツ・きゅうり・コーン 人参・ごぼう・ねぎ・ツナフルーツ
10	金	うどん汁・切り干し大根煮	フルーツ	ヨーグルト	米・うどん・鶏肉・玉ねぎ・人参・ほうれん草・しいたけ ごぼう・ねぎ・切り干し大根・ツナフルーツ・ヨーグルト
11	土	鶏の照り煮・野菜スープ	フルーツ	ヨーグルト	米・鶏肉・ブロッコリー・じゃがいも・人参・玉ねぎ フルーツ・ヨーグルト
13	月	八宝菜風・煮浸し	ヨーグルト	フルーツ	米・豚肉・白菜・人参・たけのこ・玉ねぎ・もやし しいたけ・きゅうり・フルーツ・ヨーグルト
14	火	鶏と野菜煮・けんちん汁風	フルーツ	フルーツ	米・鶏肉・豆腐・キャベツ・きゅうり・人参・大根 ねぎ・しいたけ・フルーツ
15	水	ポトフ風・豚肉と野菜の煮物	フルーツ	フルーツ	米・豚肉・じゃが芋・ブロッコリー・玉ねぎ・人参 しめじ・キャベツ・ピーマン・しいたけ・フルーツ
16	木	煮魚・具だくさん汁	フルーツ	蒸しパン	米・白身魚・じゃが芋・ほうれん草・しめじ もやし・人参・椎茸・ねぎ・フルーツ
17	金	野菜煮・春雨スープ煮	フルーツ	ヨーグルト	米・豚肉・春雨・もやし・小松菜・人参 玉ねぎ・チンゲン菜・フルーツ・ヨーグルト
18	土	鶏の照り煮・野菜スープ	フルーツ	ヨーグルト	米・鶏肉・ブロッコリー・じゃがいも・人参・玉ねぎ フルーツ・ヨーグルト
20	月	うどん汁・わかめスープ	ヨーグルト	フルーツ	米・豚肉・わかめ・豆腐・キャベツ・玉ねぎ・人参 ピーマン・もやし・しいたけ・ねぎ・フルーツ・ヨーグルト
21	火	じゃが芋のそぼろ煮・野菜煮	フルーツ	フルーツ	米・鶏肉・じゃが芋・玉ねぎ・人参・いんげん・枝豆 ピーマン・フルーツ
22	水	肉じゃが風煮・切干大根煮	フルーツ	フルーツ	米・鶏肉・じゃが芋・玉ねぎ・人参・いんげん・切干 大根・きゅうり・フルーツ
23	木	煮魚・豚汁風煮	フルーツ	フルーツ	米・白身魚・豚肉・小松菜・キャベツ・人参・玉ねぎ ねぎ・じゃがいも・フルーツ
24	金	うどん汁・煮奴	フルーツ	ヨーグルト	米・豚肉・わかめ・豆腐・うどん・キャベツ・玉ねぎ・人参 ピーマン・もやし・しいたけ・ねぎ・フルーツ・ヨーグルト
25	土	鶏の照り煮・野菜スープ	フルーツ	ヨーグルト	米・鶏肉・ブロッコリー・じゃがいも・人参・玉ねぎ フルーツ・ヨーグルト
27	月	豆腐と野菜煮・マカロニスープ	ヨーグルト	フルーツ	米・豆腐・鶏肉・ひじき・マカロニ・玉ねぎ・人参・きゅうり キャベツ・コーン・切り干し大根・フルーツ・ヨーグルト
28	火	野菜のうま煮・キャベツ煮	フルーツ	フルーツ	米・鶏肉・ツナ・ひじき・じゃが芋・人参・しいたけ・いんげん ごぼう・キャベツ・きゅうり・コーン・フルーツ
30	木	煮魚・鶏ごぼう汁風	フルーツ	フルーツ	米・白身魚・豆腐・鶏肉・玉ねぎ・人参・大根 ごぼう・ねぎ・ブロッコリー・フルーツ

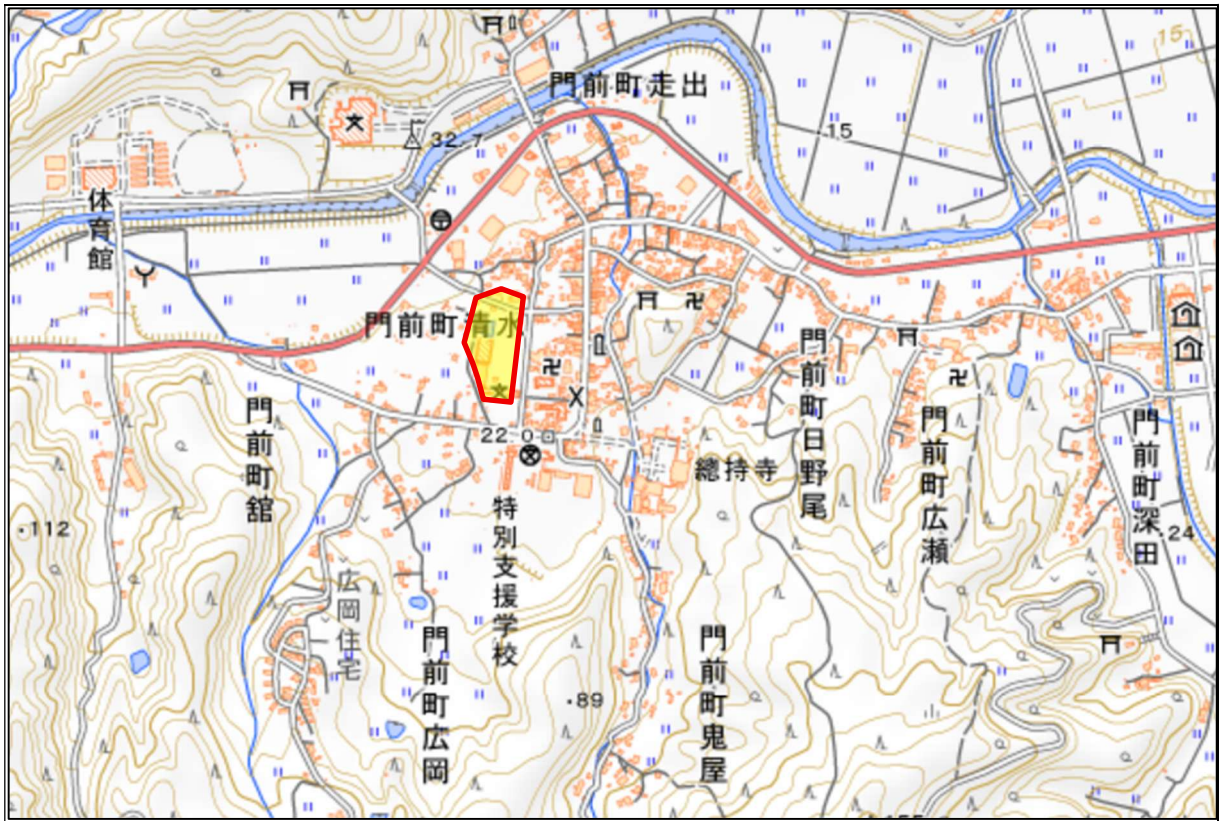
③2026年5月 献立表

日	曜日	献立名	“血・肉・骨” をつくる食品	“熱・力” の元になる食品	“体 調” を整える食品
1	金	筑前煮・おからサラダ ポイルウインナー	ウインナー・おから ハム・鶏肉・厚揚げ	油・こんにやく マヨネーズ	コーン・きゅうり・人参・ごぼう 椎茸・いんげん・たけのこ・大根
2	土	照り焼き 添え野菜・野菜スープ	鶏肉 ベーコン	油 じゃがいも	生姜・ブロッコリー・玉ねぎ 人参・コーン
7	木	鶏つくね照り焼き・添え野菜 せんぎりスープ・フルーツ	鶏ひき肉・豆腐・卵 ベーコン	油・片栗粉	玉ねぎ・ねぎ・キャベツ 人参・椎茸・ブロッコリー・フルーツ
8	金	豚肉の生姜焼き・五目汁 ブロッコリーのごまマヨ和え	豚肉 大豆	油 ごま・マヨネーズ	玉ねぎ・人参・ピーマン・生姜 ブロッコリー・大根・人参・ごぼう・いんげん
9	土	ポイルウインナー 添え野菜・野菜スープ	ウインナー ベーコン	油 じゃがいも	生姜・ブロッコリー・玉ねぎ 人参・コーン
11	月	ヤンニョムチキン・こぶき芋 味噌汁	鶏肉・豆腐 あおのり	片栗粉・油・ごま・ごま油 じゃがいも・バター	にんにく・玉ねぎ・ほうれん草 なめこ
12	火	さばのバリコ揚げ・コールスローサラダ 根菜汁	さば・ちくわ ツナ・ヨーグルト	天ぷら粉・油 マヨネーズ・じゃがいも	キャベツ・胡瓜 大根・人参・ごぼう・小松菜
13	水	焼きビーフン・かに玉スープ フルーツ	豚肉 かにかまぼこ・卵	ごま油・ビーフン 片栗粉	椎茸・人参・ピーマン・もやし・ねぎ 玉ねぎ・にら・たけのこ・黒きくらげ・フルーツ
14	木	ハンバーグ・マッシュポテト コーンスープ・フルーツ	合挽肉・卵・ハム	油・バター・パン粉 じゃがいも	玉ねぎ・パセリ・ほうれん草・コーン フルーツ
15	金	白身魚のフリッター 五色ナムル・さつま汁	白身魚・わかめ・ハム 豚肉・豆腐	小麦粉・油・ごま油 さつまいも・ごま	きゅうり・コーン・人参・ごぼう 大根・ねぎ
16	土	照り焼き 添え野菜・野菜スープ	鶏肉 ベーコン	油 じゃがいも	生姜・ブロッコリー・玉ねぎ 人参・コーン
18	月	魚のパセリ入りパン粉フライ 小松菜とコーンのサラダ・豆乳スープ	白身魚・ベーコン・豆乳	小麦粉・パン粉・油 ごま油	パセリ・小松菜・もやし・コーン キャベツ・玉ねぎ・人参・グリーンピース
19	火	野菜のうま煮 青菜のおから和え・フルーツ	鶏肉・木綿豆腐 おから・ちくわ	こんにやく・じゃがいも マヨネーズ・ごま	人参・椎茸・いんげん・ごぼう ほうれん草・しめじ・フルーツ
20	水	チャプチェ・卵スープ 鉄入りチーズ	豚肉・卵・チーズ ベーコン・ちくわ・わかめ	春雨 ごま・ごま油	生姜・人参・玉ねぎ・にら・椎茸 もやし
21	木	鮭の照り焼き・鶏ごぼう汁 ひじきと大豆のサラダ	鮭・大豆 ハム・鶏肉・ひじき	マヨネーズ 油・ごま	人参・きゅうり・ごぼう・ねぎ 生姜
22	金	チーズナポリタン 洋風スープ・フルーツ	合挽肉 チーズ・ウインナー	スパゲッティ・油	玉ねぎ・ピーマン・キャベツ 人参・椎茸・パセリ・フルーツ
23	土	ポイルウインナー 添え野菜・野菜スープ	ウインナー ベーコン	油 じゃがいも	生姜・ブロッコリー・玉ねぎ 人参・コーン
25	月	チキンカツ・マカロニサラダ 野菜スープ	鶏肉 ベーコン	小麦粉・パン粉・油 マカロニ・マヨネーズ	きゅうり・人参・コーン・キャベツ 玉ねぎ・えのきたけ・パセリ
26	火	じゃが芋のカレー炒め 魚のすり身だんご汁・フルーツ	合挽肉・白身魚 卵・木綿豆腐	じゃが芋・カレールウ 油・片栗粉	玉ねぎ・人参・ごぼう ねぎ・フルーツ
27	水	蒸しシューマイ・卵とじ 切り干しのピリ辛炒め	シューマイ・さつまあげ 卵・鶏もも肉・高野豆腐	油 じゃがいも	切り干し大根・小松菜・人参 椎茸・ほうれん草
28	木	サーモンカツ・タルタルソース 添え野菜・すまし汁	鮭・卵 かまぼこ・木綿豆腐	小麦粉・パン粉・油 マヨネーズ	ブロッコリー・ほうれん草・人参 パセリ・玉ねぎ
29	金	みそラーメン フィッシュサラダ・フルーツ	豚ひき肉・かまぼこ わかめ・ツナ・ひじき	中華麺 ごま油	ねぎ・玉ねぎ・もやし コーン・人参・キャベツ・フルーツ
30	土	照り焼き 添え野菜・野菜スープ	鶏肉 ベーコン	油 じゃがいも	生姜・ブロッコリー・玉ねぎ 人参・コーン

④2026年5月 離乳食（後期9～11か月）献立表

日	曜日	献立名	午前のおやつ	午後のおやつ	主な食材
1	金	筑前煮・おから和え	フルーツ	ヨーグルト	米・鶏肉・コーン・きゅうり・人参・ごぼう・椎茸・いんげん・大根 フルーツ・ヨーグルト
2	土	鶏の照り煮・野菜スープ	フルーツ	ヨーグルト	米・鶏肉・ブロッコリー・じゃがいも・人参・玉ねぎ フルーツ・ヨーグルト
7	木	煮奴・野菜スープ	ヨーグルト	フルーツ	米・鶏ひき肉・豆腐・玉ねぎ・ねぎ・キャベツ・人参・椎茸・ブロッコリー フルーツ・ヨーグルト
8	金	豚肉と野菜煮・味噌スープ	フルーツ	ヨーグルト	米・豚肉・大豆・玉ねぎ・人参・ピーマンブロッコリー・大根・人参・ごぼう・いんげん フルーツ・ヨーグルト
9	土	鶏の照り煮・野菜スープ	フルーツ	ヨーグルト	米・鶏肉・ブロッコリー・じゃがいも・人参・玉ねぎ フルーツ・ヨーグルト
11	月	鶏肉の照り煮・こぶき芋・味噌スープ	ヨーグルト	フルーツ	米・鶏肉・豆腐・じゃがいも・玉ねぎ・ほうれん草・なめこ フルーツ・ヨーグルト
12	火	煮魚・野菜の煮物	フルーツ	フルーツ	米・白身魚・じゃがいも・キャベツ・胡瓜・大根・人参・ごぼう・小松菜 フルーツ
13	水	ビーフ汁・野菜煮びたし	フルーツ	フルーツ	米・ビーフ・豚肉・椎茸・人参・ピーマン・もやし・ねぎ・玉ねぎ・にら フルーツ
14	木	肉団子と野菜煮・マッシュポテト	フルーツ	フルーツ	米・合挽肉・じゃがいも・玉ねぎ・ほうれん草・コーン フルーツ
15	金	煮魚・ひじき煮	フルーツ	ヨーグルト	米・白身魚・大豆・鶏肉・ひじき・人参・きゅうり・ごぼう・ねぎ フルーツ・ヨーグルト
16	土	鶏の照り煮・野菜スープ	フルーツ	ヨーグルト	米・鶏肉・ブロッコリー・じゃがいも・人参・玉ねぎ フルーツ・ヨーグルト
18	月	煮魚・豆乳スープ	ヨーグルト	フルーツ	米・白身魚・豆乳・小松菜・もやし・コーン・キャベツ・玉ねぎ・人参・グリーンピース フルーツ・ヨーグルト
19	火	野菜のうま煮・青菜のおから和え	フルーツ	おからかおにぎり	米・鶏肉・豆腐・じゃがいも・人参・椎茸・いんげん・ごぼう・ほうれん草・しめじ おから・フルーツ
20	水	春雨入り煮びたし・春雨スープ	フルーツ	フルーツ	米・豚肉・春雨・人参・玉ねぎ・にら・椎茸・もやし フルーツ
21	木	煮魚・さつま汁	フルーツ	フルーツ	米・白身魚・豚肉・豆腐・さつまいも・きゅうり・コーン・人参・ごぼう・大根・ねぎ フルーツ
22	金	スープパゲッティ・野菜煮びたし	フルーツ	ヨーグルト	米・スパゲッティ・合挽肉・玉ねぎ・ピーマン・キャベツ・人参・椎茸 フルーツ・ヨーグルト
23	土	鶏の照り煮・野菜スープ	フルーツ	ヨーグルト	米・鶏肉・ブロッコリー・じゃがいも・人参・玉ねぎ フルーツ・ヨーグルト
25	月	チキンカツ煮・マカロニスープ	ヨーグルト	フルーツ	米・鶏肉・マカロニ・きゅうり・人参・コーン・キャベツ・玉ねぎ・えのきだけ フルーツ・ヨーグルト
26	火	魚と野菜汁・じゃがいもマッシュ	フルーツ	蒸しパン	米・白身魚・豆腐・じゃがいも・玉ねぎ・人参・ごぼう・ねぎ フルーツ
27	水	卵とじ・切干大根煮	フルーツ	フルーツ	米・鶏肉・卵・切り干し大根・小松菜・人参・椎茸・ほうれん草 フルーツ
28	木	煮魚・味噌スープ	フルーツ	フルーツ	米・白身魚・豆腐・ブロッコリー・ほうれん草・人参・玉ねぎ フルーツ
29	金	うどん汁・野菜煮びたし	フルーツ	ヨーグルト	米・豚肉・ひじき・うどん・ねぎ・玉ねぎ・もやし・コーン・人参 フルーツ・ヨーグルト
30	土	鶏の照り煮・野菜スープ	フルーツ	ヨーグルト	米・鶏肉・ブロッコリー・じゃがいも・人参・玉ねぎ フルーツ・ヨーグルト

別図1 案内図（広域）



別図3 統合保育所整備予定位置図

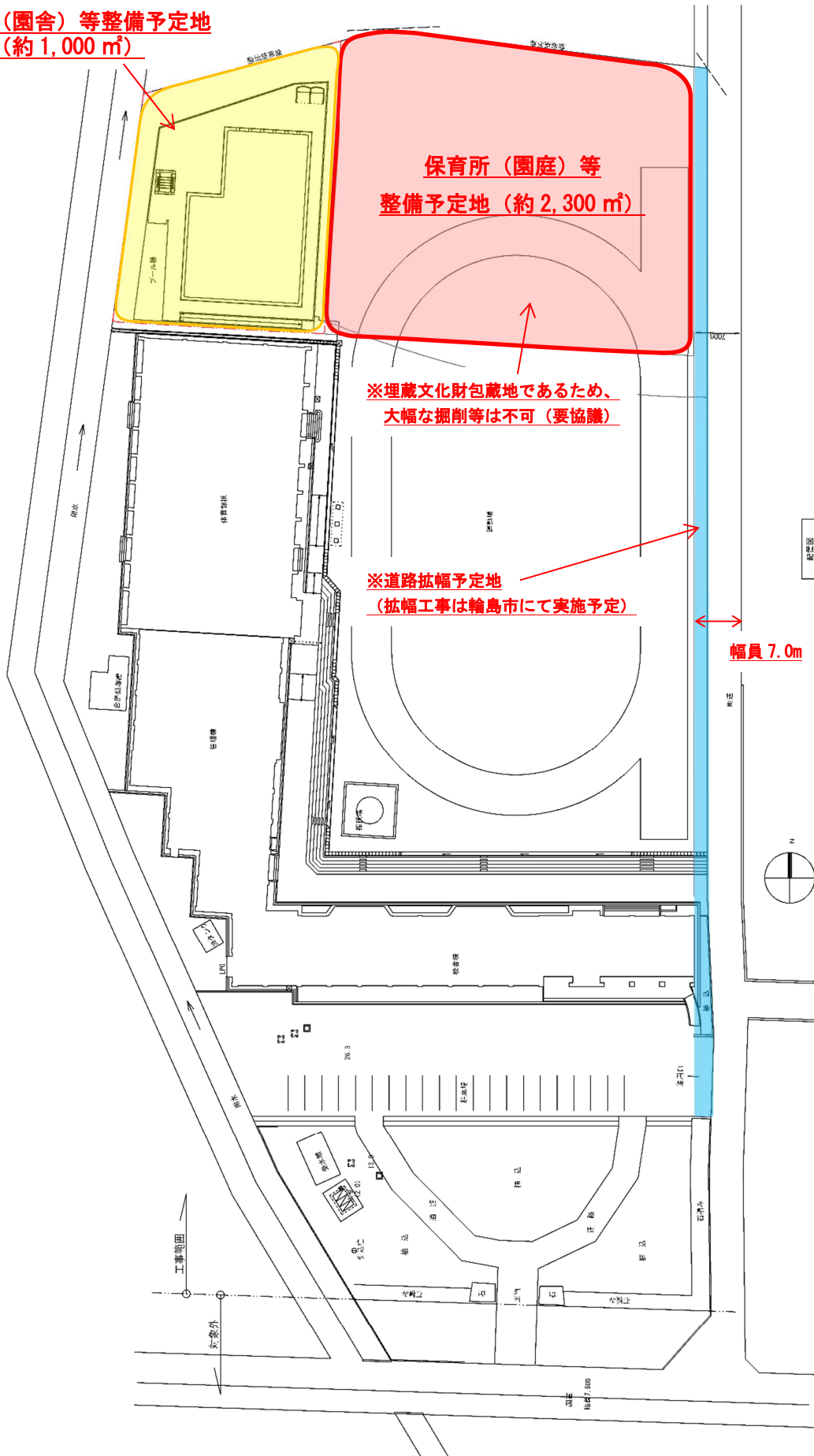
**保育所（園舎）等整備予定地
（約 1,000 m²）**

**保育所（園庭）等
整備予定地（約 2,300 m²）**

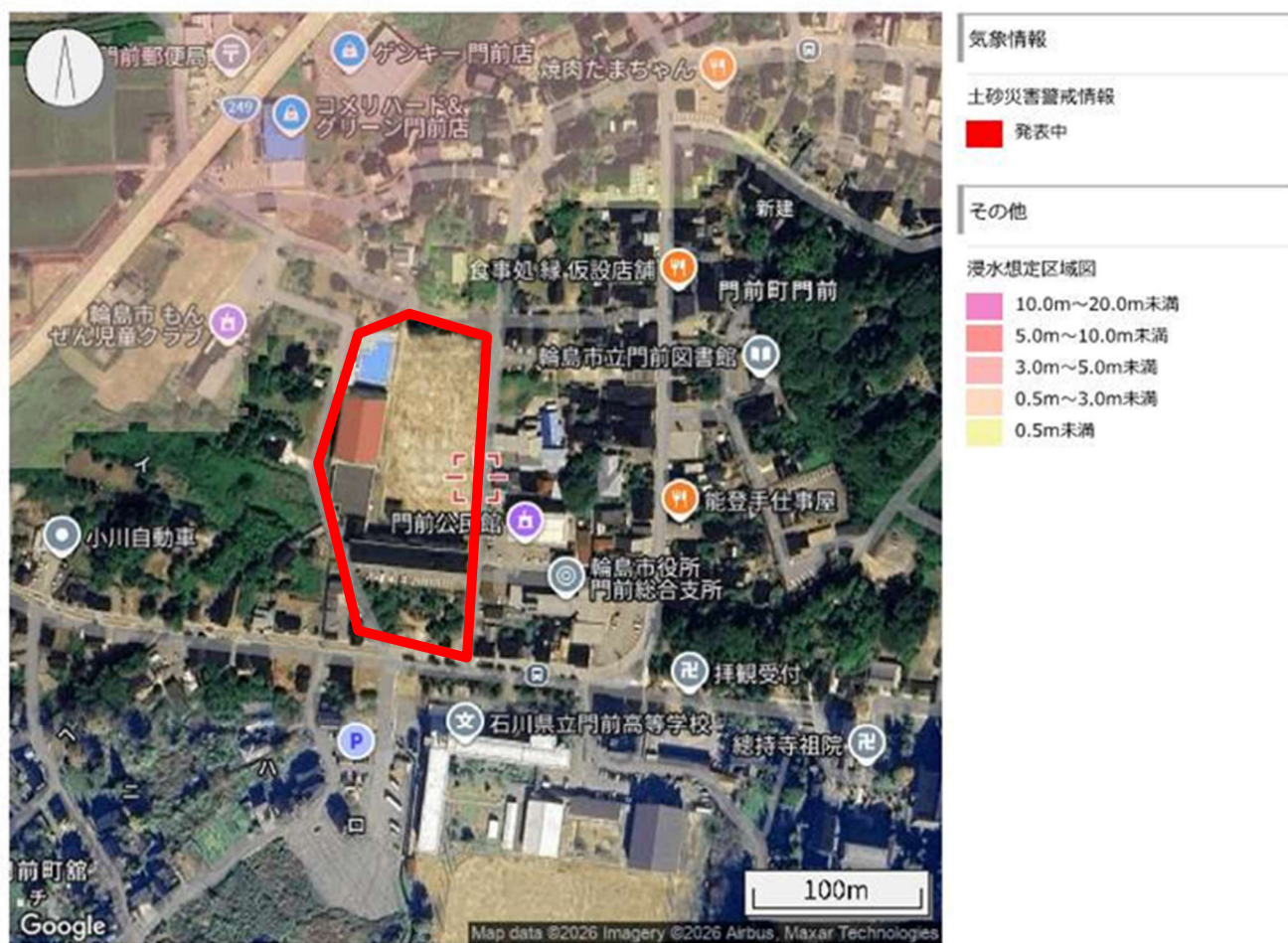
**※埋蔵文化財包蔵地であるため、
大幅な掘削等は不可（要協議）**

**※道路拡幅予定地
（拡幅工事は輪島市にて実施予定）**

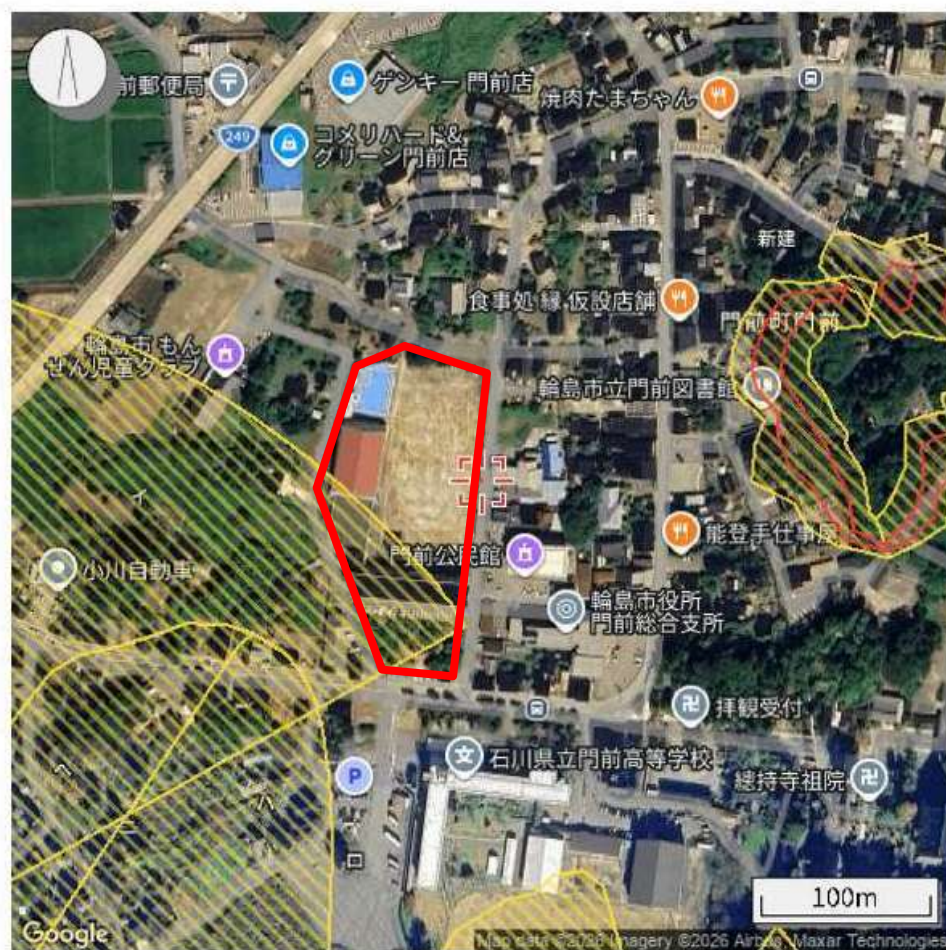
幅員 7.0m



別図4 洪水浸水想定区域図



別図5 土砂災害警戒区域図



気象情報

土砂災害危険度判定

- 災害切迫(警戒レベル5相当)
- 危険(警戒レベル4相当)
- 警戒(警戒レベル3相当)
- 注意(警戒レベル2相当)
- 平常(今後の情報等に留意)

土砂災害特別警戒区域及び警戒区域
(区域の詳細は所管の県土木事務所
で確認願います)

- 急傾斜地の崩壊 (特別)
- 急傾斜地の崩壊
- 急傾斜地の崩壊 (特別)
(基礎調査済)
- 急傾斜地の崩壊
(基礎調査済)
- 土石流 (特別)
- 土石流
- 土石流 (特別)
(基礎調査済)
- 土石流
(基礎調査済)
- 地すべり (特別)

別図6 【参考】建設予定地柱状図（輪島市にて地質調査を実施予定であり、完了次第公表予定）